

障害者週間について

「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間を「障害者週間」と定められています。

人々の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化のほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

ヘルプマークをご存知ですか？

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

● 問合せ先 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

<ヘルプマーク>



医療費助成を受けられている方へ

◎医療費助成の更新について

「子ども医療費」、「母子・父子家庭医療費」、「心身障害者医療費」の助成受給者証は、更新申請書の提出があった方から、9月下旬に送付しています。更新申請書の提出がまだの方は、提出をしてください。

◎母子・父子家庭医療費、心身障害者医療費助成対象者の方について

病院を受診する際は、『受給者証』と『健康保険証』を窓口へ提示し、『母子・父子家庭医療費助成申請書（水色の用紙）』・『心身障害者医療費助成申請書（64歳までの方はオレンジの用紙、65歳以上の方は黄色の用紙）』に（住所・氏名・生年月日・受診年月・受給者番号・保険証の記号・番号・保険者名）を正しく記入・押印し医療機関などの窓口にて、月ごと、病院ごと、診療科ごとに分けて提出してください。

また、同じ月に入院と通院の両方があった場合は入院分1枚と外来分1枚の2枚を提出してください。

● 問合せ先 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

第70回人権週間

「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～12月10日）を「人権週間」と定めています。夫やパートナーからの暴力、お年寄りや子どもへの虐待、職場などにおけるセクシャル・ハラスメント、いじめや体罰、近隣のトラブルなど、人権に関する相談について、人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

【人権なんでも相談】

- 日時 12月4日（火）
- 場所 松島町役場3階 301会議室
- 問合せ先 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

国民健康保険柔道整復施術療養費の適正化について

平成30年10月より、国民健康保険都道府県単位化にともない、宮城県内の全市町村で柔道整復施術療養費の点検が実施されます。（すでに実施している市町村を除く）

柔道整復施術療養費の点検を行う目的としては、被保険者の方が施術所にて治療などを受けた際に、被保険者に代わって施術者が町に医療費の申請を行います。施術所によっては健康保険が適用される内容が限られます。そのため、申請内容を点検することで誤りがないかを確認し、適正な支払いを行うためのものです。

これにともない、実施主体である宮城県（松島町）の委託業者「大正オーディット」より下記のような文書が送付される場合があります。送付された照会文書、または啓発文書の内容に疑義などがございましたら、送付文書内にあるお問い合わせ先までご連絡ください。

各位 照会文書（文書1） 未定稿 ○○市 ○○課 ○○係

「整骨院・接骨院での施術についての照会」へのご協力をお願い

日頃より、〇〇市国民健康保険事業にご理解いただき、ありがとうございます。
〇〇市では保険者として整骨院・接骨院での施術に対する給付の適正化を高めるため、施術を受けた方に調査を実施しております。
別紙「整骨院・接骨院での施術についての照会」についてご記入のうえ、返信用封筒により、指定した期限までにご返送ください。ご協力をお願いいたします。
なお、整骨院・接骨院に確認いただく必要はありません。回答は、おわかりになる範囲内で、ご自身で記入してください。
(受給者様が未成年者の場合は保護者の方が記入してください)

※この調査は、皆さまが整骨院・接骨院で施術を受けることを妨げるものではありません。また、皆さまがお支払いになった医療費の返還を求めるものではありません。

【ご案内】
〇〇市ではこの調査に関する業務を株式会社大正オーディットに業務委託しております。
株式会社大正オーディットは健康保険関係の個人情報保護をふまえた療養費の点検業務を行う専門業者です。このご案内により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、療養費支給申請書の内容審査に限定し、他の目的には一切使用しません。

お問い合わせ先
株式会社大正オーディット 健康保険事務センター
電話番号:0800-8005633
委託元
〇〇市 ○○課 ○○係

（発取人） No.999-060001 未定稿 平成〇〇年〇〇月
154-0012 啓発文書（文書4） 整理No.999-060001
東京都世田谷区駒沢1-4-15 ○〇市国保年金課

大正 太郎 様
〔発送委託先〕 株式会社大正オーディット健康保険事務センター
158-0084
東京都世田谷区東川2-21-1 二子玉川ワズオフィス7F

整骨院・接骨院での受診状況のお知らせ

貴方様やご家族が整骨院・接骨院で保険診療を受けた際の療養費支給申請書が、整骨院・接骨院より提出されました。領収書等で正しく請求されているかご確認ください。また、整骨院・接骨院で正しく保険証を使用しているか、注意事項をご確認ください。
ご不明点がある場合は、業務委託先大正オーディットへお知らせください。

《被保険者のお名前でご申請された柔道整復療養費の内容》

受診者名	大正 花子 様
整骨院名・接骨院名	オーディット整骨院
その外傷をはじめとして上記整骨院・接骨院を受診した日	平成21年5月1日
今回提出された療養費支給申請書の受診月	平成21年5月
受診日数	15日
国民健康保険組合への請求金額	7,000円
受診月の健康保険での自己負担額	3,000円

以下の記述はあくまで「ご参考」であり、今回の受診に不正確があるわけではありませんのでご了承ください。

【ご参考】整骨院・接骨院で受診される際の注意事項

(1) 整骨院・接骨院での受診では、健康保険が使える場合と、使えない場合がある事を理解しましょう。

<p>整骨院・接骨院で健康保険が使える症状</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 捻挫・打撲・挫傷（肉離れ） ● 骨折・脱臼・不全骨折 ※骨折・脱臼・不全骨折には「医師の同意」が必要（応急手当の場合は除く） ※勤務中や通勤中のケガは労災適用 ※交通事故の場合は健保組合に連絡を 	<p>整骨院・接骨院で健康保険が使えない症状</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日中の疲労・肩こり・体調不良 ● スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛 ● 神経痛・ヘルニア・関節炎・五十肩・リウマチ等による痛み ● 脳疾患後遺症等の慢性痛 ● 数年前に治癒した箇所が再発したもの
---	---

(参考) 柔道整復施術療養費の支給対象となる負傷

療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲および捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。（肉ばなれなどについては打撲の部の所定料金により算出して差し支えない）また、外傷性とは、関節などの可動域を超えた捻じれや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性にいたっていないものであること。